

お取引開始の際の本人確認について

お客様へのお願い

当行では、お客様とのお取引の開始にあたり、コメルツバンクのグループルール及び本邦法令である「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法「犯収法」)の定めにより、お客様の本人確認(「取引時確認」)を行っております。犯収法を遵守するため、また『犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与する』(犯収法の目的)ため、皆様のご協力をお願い申し上げます。

【法人のお客さま】(注: 当行では個人の方とのお取引に関する業務を取り扱っておりません)

以下の(1)の書類をお客様よりご提出いただきますことにより、お客様の名称および本店または主たる事務所の所在地を、(2)の書類により事業の内容をお取引開始時に確認するとともに、法人の代表者及び取引担当者の方につきましては、【代表者及び取引担当者の本人確認】に列挙致します「個人の本人確認書類」により、氏名、住居および生年月日等を確認いたします。また(3)実質的支配者及び最終的実質的支配者に関する申告及び(4)PEPsの該当についての申告、(5)取引を行う目的の申告をお客様より行っていただきます。

(1) 法人の名称、本店または主たる事務所の所在地

- ・ 現在事項証明書もしくは登記事項全部証明書(発行日から三か月以内のもの)、または
- ・ 印鑑登録証明書(同上)、または
- ・ その他官公庁から発行・発給された書類で、当行が承認するもの(詳細はお尋ね下さい)

(2) 事業の内容

- ・ 定款その他法令の規定で作成が必要な書類で事業内容の記載があるもの、または
 - ・ 登記事項証明書(上記(1)の本人確認書類との兼用も可能)、または
 - ・ その他官公庁から発行・発給された書類で、事業内容の記載があり、当行が承認するもの(詳細はお尋ね下さい)
- ※ 事業内容等の確認のため、犯収法で定められた書類((上記(1)および(2))以外の書類の提示が必要な場合もあります。
- ※ 人格のない社団または財団については、取引を行う目的と事業の内容を確認します。

- (3) 実質的支配者及び最終的実質的支配者に関する申告
・「実質的支配者」の判断基準及び申告方法につきましては当行へお尋ね下さい。
- (4) 法人に「重要な公的地位にある個人もしくはあつた個人(Politically Exposed Persons: PEPs)」に該当する方がいるかどうかの申告(定義については当行へお尋ね下さい)。
- (5) 取引を行う目的の申告(事業費の決済、外国為替取引、融資、運用等。詳しくは当行へお尋ね下さい)。

【法人の代表者及び取引担当者個人の本人確認書類】

以下の本人確認書類により、①氏名、住所及び生年月日並びに国籍及び出生地(出生地に関しましては本邦法令上「機微情報」となりますので、取得しません。)を確認させていただきます。また、②「取引担当者が法人のために取引の任にあつていることが確認書類」として、委任状のご提出もしくは当行が規定する確認書(詳細はお尋ね下さい)のご提出もしくは登記事項証明書により、取引担当者が法人を代表する権限を有する役員として登記されていることを確認させていただきます^(*)。

^(*) 法令上は平成28年10月1日より施行されますが、当行では前もって対応させていただきます。

本人確認書類(原本を当行へ提示する場合があります。複写の提出は下記に準じます)

- ・ 写真付の公的書類(運転免許証、マイナンバーカード^(**)、住民基本台帳カード等)(詳細はお尋ね下さい)。
^(**) 当行ではマイナンバーの通知カードの提示及びマイナンバー(番号)の提示はお断りいたします。
- ・ 上記書類の複写または健康保険証等の原本の提示もしくは住民票の写し等(詳細はお尋ね下さい)→他の確認書類を追加で頂戴した後、転送不要郵便をお送りさせていただきます(詳細はお尋ね下さい)。

本人確認手続きに関する詳細につきましては、当店の取引担当者もしくは下記当行のホームページに記載されているお客さまサポートデスクまでお問合せください。

お問合せ先

<https://www.commerzbank.jp/portal/ja/cb/jp/corporateclients/japan.html>

以上